平成２０年（フ）第７５号
香川県三豊市詫間町詫間6326番地１
破産者　吉久　　武
１　決定年月日　平成24年５月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所観音寺支部

平成２４年（フ）第２号
熊本県玉名郡和水町原口248番地　コーポ坂本35
破産者　木村　幸雄
１　決定年月日　平成24年５月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第３号
熊本県玉名郡和水町原口248番地　コーポ坂本35
破産者　木村　憲子
１　決定年月日　平成24年５月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第４号
熊本県玉名郡和水町原口248番地　コーポ坂本35
破産者　木村　恵輔
１　決定年月日　平成24年５月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２３年（フ）第２０号
大分県豊後大野市三重町百枝1677番地１
破産者　衛藤　修三
１　決定年月日　平成24年５月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所竹田支部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第１０７１３号
東京都渋谷区松濤１丁目12－８－101
破産者　佐藤　俊行
１　決定年月日　平成24年５月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要領　破産法218条第１項の申立てを相当と認める。
東京地方裁判所民事第20部

破産手続終結

平成２０年（フ）第１４９号
山口県岩国市立石町２丁目３番14号
破産者　株式会社マツモト
１　決定年月日　平成24年５月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第１００号
山口県岩国市由宇町4584番地の２
破産者　有限会社田中電溶
１　決定年月日　平成24年５月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
山口地方裁判所岩国支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１２５号
栃木県足利市丸山町688番地
破産者　田口　勝利
１　決定年月日　平成24年５月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第１３３号
茨城県北茨城市大津町51番地
破産者　白土　謙一
１　決定年月日　平成24年５月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第１９２号
東京都北区豊島５丁目４番２―708号、破産手続開始決定時の住所さいたま市緑区大字三室1382番地７
破産者　西澤　正樹
１　決定年月日　平成24年５月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５２号
長野県飯田市上郷黒田768番地１
破産者　山田　範子
１　決定年月日　平成24年５月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２２年（フ）第４１３号
静岡市葵区下280番地
破産者　海野　　修
１　決定年月日　平成24年５月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４１号
彦根市西今町1078番地11
破産者　大橋　信子（旧姓村田）
１　決定年月日　平成24年５月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第１３号
大阪市福島区玉川１丁目１番36―3208号、開始決定時の住所大阪府吹田市藤白台２丁目24番５号
破産者　樽井　耿介
１　決定年月日　平成24年５月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１２６号
大阪市住吉区遠里小野６丁目７番23号　ＢＩＧＪＯＹ103号、開始決定時の住所大阪市西成区潮路２丁目８番11号
破産者　藤　　正弥
１　決定年月日　平成24年５月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５５８０号
大阪市此花区春日出北２丁目11番８号、開始決定時の住所大阪市此花区春日出北３丁目７番20号
破産者　長井　敬一
１　決定年月日　平成24年５月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部